

意見書及び公聴会における主な意見と事業認定庁の見解（意見対照表）
 ＜一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業＞

- 意見書の提出件数 35通（反対35通）
 ○ 公聴会における公述人の公述 29組（起業者を含む。）

項 目	番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
事業計画 治水効果	1	川辺川ダムで3,700m ³ /sを調節するというが、まずダムサイト上流でそんな流量にはならない。	本件事業は、球磨川水系河川整備計画※における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m³/sを調節し、河道への配分流量を3,900m³/sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m³/sを調節し、河道への配分流量を8,200m³/sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的効果は著しいことから、公益性は高いと認められる。 ※ 球磨川水系河川整備計画：令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含む、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水を想定して、あらゆる関係者が連携し、流域全体で実施する治水対策である「流域治水」による球磨川流域の強靱化を推進することで、洪水氾濫等による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目指すこととし、令和4年8月に策定・公表。（なお、河川整備計画は、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づく、今後20～30年間に実施する具体的な河川整備等の内容を記載した計画のこと。）
	2	地球の自然環境の悪化が、温暖化を招き、さらに災害を多発させている時に、球磨川流域に2つのダムを造る必要はありません。	
	3	令和3年12月に策定された「球磨川水系河川整備基本方針」又、令和4年8月の「球磨川水系河川整備計画」をみると、いずれも人吉地点で河道の流量よりダム等でカットする流量が上回っているが、これはおかしいのではないかな。	
	4	この一帯（球磨川下流部）のはるか上流に建設が計画された川辺川ダムでは、この最大の被害が生じた球磨川下流部の支流の水位低下には一切効果がない。	
	5	本事業が「洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に大きく寄与する」「その社会的及び経済効果は著し」との説明は、事実と大きく異なります。 事業の持つ公益性の根拠として示されている、ダム建設により予想される治水効果も事実と異なっています。	
	6	何よりダムでは命が救えない事が、被災者の方々の証言や調査でわかって来ています。	
	7	ダムは洪水防止に役に立たないどころか危険で環境を破壊する。	
	8	川辺川ダム建設計画のどこに公益性があるのか理解できない。	
	9	川辺川ダム建設に対しては、洪水防止の効果が極めて限定的であり、環境や清流、さらに生き物に対する影響が甚大であること、緊急放流により下流の人々の命を脅かす恐れが大きいことなどから、被災者、流域住民、県民の多くが公益性を認めていない。	
	10	私は、「地球温暖化」によって再び、大水害が発生すると予期しています。 「自然はコントロールできない」のです。 「自然をコントロールする←ダムを作る」と計画するのは、「人間の傲慢」です。ダムで自然をコントロールできない時の災害で、「尊い人名」が失う事になります。	
	11	治水は流域全体を見渡して行うべきで、稚拙な知見のみで、軽々に行うことはむしろ水害を助長し、流域住民を危険にさらす事態を新たに喚起することもありますし、添えましたように、何よりも、自然財産を確実に損ない、失うこととなりますので、国の政策を考える上では、川辺川ダム建設計画については、現状では断念すべきです。	

項 目	番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
事業計画 治水効果	12	球磨川流域の豪雨災害に関する記述に大きな誤りがあります。 「令和2年7月に発生した梅雨前線に伴う豪雨では、死者65名（うち、球磨川流域内の死者50名）、浸水家屋約6,280戸もの甚大な被害が生じている。このような状況に対処する・・・」と記述していますが、これは実際に発生した豪雨災害に基づく記述ではありません。 2020年7月4日、多くの人命を奪うような猛烈な洪水と氾濫を引き起こした球磨川中流域に降った集中豪雨（1時間に50ミリ以上の強烈な豪雨が数時間降り続く雨）は川辺川上流域には降っていません。 もともと、梅雨前線がもたらす豪雨地帯は川辺川上流域ではなく、中流域の山地が球磨川水系流域の豪雨地帯なのです。 この中流域の山地が気候変動の中、局所集中豪雨地帯になったのです。 従って、球磨川水系においては中流域の山地対策が最重要の課題となるのです。 川辺川に治水のためのダムは必要ないのです。 無駄な公共事業であり、事業認定の対象にはなり得ません。	本件事業は、球磨川水系河川整備計画における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m³/sを調節し、河道への配分流量を3,900m³/sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m³/sを調節し、河道への配分流量を8,200m³/sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的効果は著しいことから、公益性は高いと認められる。 また、川辺川ダム完成時点において令和2年7月豪雨と同規模の洪水が発生した場合の氾濫シミュレーションによると、相良村内及び人吉市内における浸水範囲が大幅に軽減される結果となっていることを確認している。
	13	国交省・熊本県による豪雨検証を見る限り、①犠牲者一人ひとりがどこから来たどのような水に命を奪われたのか、②命を奪う水はどこからどのように生じたのか、を解明する姿勢は皆無であった。 豪雨検証委員会資料においても、被害や犠牲者の大まかな傾向は把握する一方、命を奪う水の発生源を突き止めるには不可欠な、ミクロな水の動きやそれらを促した微地形および人工構造物への視点は、皆無である。 その後の流域治水協議会、学識者懇談会等でも豪雨災害の追加的検証はなされていない。 いつ、どのように犠牲となられたのかの把握もせず、ピークカットをするダムを造りさえすれば生命・財産を守ることができる、とは、現場から掴み取るべき要点や教訓を全く把握できていない者の発想、との誹りを免れない。 令和2年7月豪雨はもちろん、気候変動に伴う洪水でしばしば指摘されるような、河川横断断による河床上昇や流下能力の低下といったリスクを全く考慮せず、流域の自然環境やそれらと共にある人びとのくらしを破壊するだけのダム建設を強行するのは、社会を分断し将来にわたって禍根を残す愚行でしかない。	
	14	川辺川ダムが完成したとしても、2020年の豪雨災害には役に立たなかったことが明らかになっています。	
	15	本事業川辺川ダムは令和2年7月豪雨を発端としているにも関わらず、昭和47年洪水を基にしており、川辺川ダムがあったとしても事業の発端になった令和2年7月洪水は止められなかったと事業者が認めている。 これが本事業を行うべきでない点の一つだ。	
	16	昭和47年洪水の48時間雨量と令和2年洪水の9時間雨量を比べると、事業者の言うように1.1倍になっているが、なぜ 48時間雨量と9時間雨量を比較するのか。 昭和の降雨の状況と、平成後半から令和の気候変動時代の降雨の状況は全く違うので、時間と雨量で比較するのではなくその特徴を研究し反映すべきであるし、比較するなら同じ時間を比較して算出するべきである。 時間の縛りが無いのなら、事業者の都合の良い数値を算出するのは簡単であり、本事業は事実を基にしたのではなく、ダムを造りたい事業者の都合のよい数値を出した基で計画されているものである。 よって本事業は流域住民の公共の利益のために造られるものではない。	

項 目	番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
事業計画 治水効果	17	令和2年7月豪雨と令和4年に人吉球磨を襲った台風を比較すると、令和4年の台風時の方がダムサイト上流は明らかに水量が多かったのが分かっているが、相良村、人吉市ではさしたる洪水被害はなかった。 本事業の発端となった令和2年7月豪雨時のダムサイトより上流の水は、令和4年の台風時に比べて少なかったのに人吉市街地に大きな被害を出したというのは、ダムサイト上流の問題ではなく、全く別の要因から洪水が起こったのだ。	(番号12～22は同見解) 本件事業は、球磨川水系河川整備計画における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m³/sを調節し、河道への配分流量を3,900m³/sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m³/sを調節し、河道への配分流量を8,200m³/sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的效果は著しいことから、公益性は高いと認められる。 また、川辺川ダム完成時点において令和2年7月豪雨と同規模の洪水が発生した場合の氾濫シミュレーションによると、相良村内及び人吉市内における浸水範囲が大幅に軽減される結果となっていることを確認している。
	18	令和2年7月に発生した洪水被害の大部分は、球磨川の支川による氾濫が原因であり、本川に巨大ダムを建設しても洪水被害を抜本的に防ぐ事は出来ない。	
	19	川辺川ダム建設事業はいったん白紙撤回された後、2020年豪雨災害を機に再開されましたが、その際の雨の降り方や亡くなられた方の状況などから、川辺川にダムが建設されても命を救う手段になるとは思えません。	
	20	気候変動によって時間雨量50mm以上のとてつもない豪雨が数時間続くという状況が実際に起こったのにも係わらず、令和2年7月豪雨は対象降雨から外されているということも理解できない。	
	21	あの日(令和2年7月)と同じ豪雨が再度降ったとしても、この計画された川辺川ダムでは対応できないということであり、この役立たずのダムに公益性など存在するわけがない。	
	22	国土交通省は、流域治水を掲げながら、実のところ、令和2年7月豪雨時における球磨川洪水対策に寄与しないばかりか人命も救えない川辺川ダムの建設を、他の洪水対策に優先して実施する理由を、地域住民に説明できていない。	
	23	国交省と県だけで行った令和2年の水害の検証は、令和3年に実施され、翌4年の台風通過時の大雨の時(川辺川の水位は、令和2年よりはるかに高水位にもかかわらず水害は起きず)のことが全く検証に含まれておらず、ダムの必要性がきちんと確認できていません。 川辺川沿いに住んでいなければわからないこと、住んでいて初めてわかることは、この他にもたくさんありますし、川辺川流域に居住する者の意見を無視したままでのダム建設は、あり得ないことを、どうかご理解頂きますよう申し上げます。 令和4年の方が大量の雨が降っていますし、どの時点での観測史上かは不明ですが、それ以前の平成30年28年24年にも、令和2年と同程度の雨は何度も降っていますが、令和2年のような水害は起きませんでした。 令和2年の水害では、球磨川に架かる湯前線の鉄橋が落ちましたが、落ちる前の鉄橋には多数の材木が引っかかって、ダムのように、一時的に水を貯めてしまい、結果その貯まった大量の水の圧力で鉄橋が落ち、貯まっていた水が一気に流れて、下流域が浸水したことが全く精査されておらず、つまり令和2年の水害の原因究明が、手抜き調査とでも言うか、大きな不備がありますので再調査をお願いするものです。 人吉市の上新町下新町地区が浸水したと言う前代未聞の水害の原因をきちんと調査することはダムの必要性を判断するのにとても重要なことです。	
	24	ダムで命を守るとして令和2年7月洪水を例に挙げているが、その洪水での死者の大半は球磨川の支川の氾濫により生じたものであり、川辺川に巨大ダムを建設しても人命は守れない。この事実を同会は熊本県に幾度も指摘をし、共同による検証を提案しているが、熊本県は事実確認が怖いのか、国のダムさえあれば命を守れるという虚構の理論にしがみついている。	

項 目	番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
事業計画 治水効果	25	川辺川ダムは公益性が高いとしているが、ダムの効果はダムの上流に計画した雨が降った時だけで、非常に限定的。降りすぎたら緊急放流をまねく。 また、球磨川本川や下流からの線状降水帯の雨にも対処できない。 効果が限定的なダムに、これから2,700億円もの国民の血税をつぎ込むことは公益性が高いとはとうてい言えない。費用対効果も疑問がある。	本件事業は、球磨川水系河川整備計画における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m ³ /sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m ³ /sを調節し、河道への配分流量を3,900m ³ /sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m ³ /sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m ³ /sを調節し、河道への配分流量を8,200m ³ /sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的効果は著しいことから、公益性は高いと認められる。 また、「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」によると、試験湛水の実施による水の濁りについて、放流末期には、ダム洪水調節地内に沈降していた土砂が巻き上がり、ダム直下から下流までの間に設置されたいずれの調査地点においても、SS（Suspended Solids、浮遊物質）値が増加すると予測されているものの、環境保全措置（①放流量を調整して土砂の巻き上がりを抑制、②土砂の巻き上がりの影響が少ない表層の水を放流、③一時的に貯水し、土砂を沈降させた後放流）の実施により、土砂による水の濁りを低減させる効果が期待できることを確認している。 加えて、ダム供用後の土砂による水の濁りについても、洪水調節後の放流末期には、ダム洪水調節地内に堆積していた土砂が巻き上がり、一部の調査地点において一時的にSS値が増加するが、環境基準値の超過日数は、ダム建設前と概ね同程度と予測されており、事業実施による影響は小さいと考えられることを確認している。
	26	「ダムがあったら命が救えた」「流水型なら清流は守れる」等、何の根拠もなしにダム建設を強行することは許されません。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、「ダムが緊急放流したら危険である」等、ダム完成後の運用に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。なお、公聴会において、起業者は、「本件事業における緊急放流の対応については、操作訓練や施設の点検など適切な管理を行う。」と回答している。 また、費用便益分析結果による事業実施の判断に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。なお、本件事業の継続の判断については、河川法に基づき令和7年7月に開催された学識経験者等から構成される球磨川水系学識者懇談会において了承されたことを、同年8月に開催された九州地方整備局事業評価監視委員会へ報告されていることを確認している。
	27	穴あき（流水型）ダムであっても、命と清流は守ることはできません。ダムによる治水効果は極めて限定的であり、想定外の降雨には対応できず、緊急放流の危険性があります。	
	28	気候危機時代の豪雨が頻発する可能性は極めて高い。当該地の地質リスクを併せて鑑みれば、このダム建設は有害ですらある。 地域社会を疲弊・弱体化させるだけの事業であることを国交省と熊本県は自覚し、早急に改めるべきである。	本件事業は、球磨川水系河川整備計画における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m ³ /sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m ³ /sを調節し、河道への配分流量を3,900m ³ /sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m ³ /sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m ³ /sを調節し、河道への配分流量を8,200m ³ /sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的効果は著しいことから、公益性は高いと認められる。 また、川辺川ダム建設地の選定に当たっては、3候補地にて、社会的、技術的、経済的観点から総合的に比較検討し、申請案が最も合理的であると判断していることを確認している。特に、地形・地質に係る技術的観点としては、選定した候補地は、右岸部に一部低角度断層が分布しているものの、左右岸とも山腹傾斜のV字谷が形成され、基礎地盤には堅硬な岩盤層が分布しており、他の2候補地と比較して、ダム建設地の地質として最も優れていることから、地形・地質的に最も合理的であることを確認している。
	29	2020年の人吉大水害を契機として突如復帰したわけだが、その根拠は何にもない。ダムをつくりたいだけでの理屈づくりをしているに過ぎない。	本件事業は、球磨川水系河川整備計画における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m ³ /sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m ³ /sを調節し、河道への配分流量を3,900m ³ /sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m ³ /sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m ³ /sを調節し、河道への配分流量を8,200m ³ /sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的効果は著しいことから、公益性は高いと認められる。
	30	世界中での常識は「ダムはムダ」である。日本だけがこの常識をくつがえし大手ゼネコンの要求に従い、ダム建設にまい進している。	また、本件事業については、球磨川流域で度々洪水被害が発生していることや、川辺川ダム建設促進協議会より早期完成に関する強い要望があることから、早期に施行する必要性が高いものと認められる。

項 目		番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
事業計画	代替案	31	ダムの効果はダムの上流に計画した雨が降った時だけで非常に限定的だし緊急放流も洪水を招きやすい。ダムに寄らない治水対策をもっと考えるべき。	本件事業は、球磨川水系河川整備計画における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m³/sを調節し、河道への配分流量を3,900m³/sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m³/sを調節し、河道への配分流量を8,200m³/sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的効果は著しいことから、公益性は高いと認められる。 また、令和3年度第3回球磨川水系学識者懇談会において、主な整備メニューとして、流水型ダム案、河道掘削案、堤防嵩上げ案及び放水路案について、安全度やコスト、地域社会への影響、環境への影響等の観点から比較検討を行い、流水型ダム案が「最も適切」であるとされているとともに、流水型ダム案を中心とした球磨川水系河川整備計画が策定・公表されていることを確認している。
		32	令和3年12月に策定された「球磨川水系河川整備基本方針」、また令和4年8月の「球磨川水系河川整備計画」をみると、いずれも人吉地点で河道の流量よりダム等でカットする流量が上回っているが、これはおかしいのではないか。 こんな河川整備基本方針や計画をしている河川はないのではないか。 ダムによらずに河道の流量を増やす治水対策をすべきである。	
		33	ダムによらない治水対策を行うべきです。	
		34	ダムによらない治水対策を早急に実施しすべきです。	
		35	莫大な費用をかけて、日本で最大級のダムを建設する理由はありません。国のダム建設の理由は、住民を騙しているとは思えません。これからは、異常気象で予測できない豪雨の恐れがあります。計画した雨量を超えれば、ダムは無いのと同じです。 ダムを止めて、川の安全度を上げるために、堤防の嵩上げや宅地のかさ上げなどダムによらない対策を急いで行うべきです。	
位置		36	軟弱な石灰岩の地盤に巨大な構造物（ダム）の安全性の確認が不十分であること。 ダム建設そのものの安全性についてのきちんとした調査まだ不十分と認められることから、その安全性を十分調査した上で、地域住民も納得させて下さい。	川辺川ダム建設地の選定に当たっては、3候補地にて、社会的、技術的、経済的観点から総合的に比較検討し、申請案が最も合理的であると判断していることを確認している。特に、地形・地質に係る技術的観点としては、選定した候補地は、右岸部に一部低角度断層が分布しているものの、左右岸とも山腹傾斜のV字谷が形成され、基礎地盤には堅硬な岩盤層が分布しており、他の2候補地と比較して、ダム建設地の地質として最も優れていることから、地形・地質的に最も合理的であることを確認している。
		37	建設予定地の地質が脆弱であるとの学者の指摘や地元住民の声もあります。	
		38	ダム湛水区域の地質は四万十帯でほぼ構成されており軟弱な地質である。かさねて断層も多くみられる地形である。	
斜面安定対策		39	ダムサイト付近やダム湖になる所の地質は非常に陥い。 断層が走っている場所もあるし、道が壊れているところ、土砂崩れが起きているところ、少しの雨でもトンネルから水が滴っているところが現在でも見られる。 このような場所をダムにして湛水を繰り返すのは危険だ。 事業者は10年かけて補強するというのが、ロックアンカーで固定しコンクリートで固めたりしたところで地球との力比べに勝てるわけがないのは事業者が一番わかっているはずだ。 それでもなお流域の住民を危険に晒してまで日本一大きい穴あきダムを造ろうとするのは何故なのか。	川辺川ダム建設地の選定に当たっては、3候補地にて、社会的、技術的、経済的観点から総合的に比較検討し、申請案が最も合理的であると判断していることを確認している。特に、地形・地質に係る技術的観点としては、選定した候補地は、右岸部に一部低角度断層が分布しているものの、左右岸とも山腹傾斜のV字谷が形成され、基礎地盤には堅硬な岩盤層が分布しており、他の2候補地と比較して、ダム建設地の地質として最も優れていることから、地形・地質的に最も合理的であることを確認している。 また、ダム周辺の斜面安定対策については、「貯水池周辺の地すべり等に係る調査と対策に関する技術指針・同解説」に基づき、「安全性を確保できない箇所については、必要な地すべり対策を実施する」ものとされており、起業者において、地すべり対策の実施に向けた対策工の検討がされていることを確認している。なお、公聴会においても、起業者から、「貯水池に関しては、様々な基準や先行事例など色々な研究成果を総合的に考えて、対策が可能と判断しており、地すべりが起きないようにしっかり対応する。」旨の発言があったことを確認している。
		40	相良村藤田地点から五木村頭地までの川辺川沿いの地質問題に限定します。 断層あり、破碎帯あり、至るところに地すべりや山腹崩壊ありと極めて危険な地質地帯です。 瀬目トンネルを崩壊に導いた大地の動きは続いています。川辺川ダム建設予定地の地質をはじめ、川辺川沿いには瀬目と同じ危険地帯は多数存在しています。 国交省はこのような地質問題を包み隠さず、具体的に流域住民に公表し、流域住民が納得する対策が実施されるまでは川辺川ダム建設の事業の認定は棚上げすべきです。	

項 目		番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
事業計画	起業者 適格	41	事業の認定を申請する理由に、「球磨川は日本三急流の一つに数えられ、急勾配区間で流れの速くなった洪水が平野部の緩勾配区間に流れ込むため洪水被害が生じやすい区間となっている」とあるが、事業者が球磨川・川辺川の事を全く知らずに川辺川ダム事業を進めようとしていることがここからも汲み取れる。 日本三大急流と呼ばれる所以の急勾配区間は球磨村から八代市坂本町にあり、ダムの最大受益地の人吉市は球磨村より上流に存在する。急勾配区間の水が流れ着く先の平野部とは八代平野である。しかし、本事業の発端となった令和2年7月豪雨で八代平野での洪水被害は無かった。このような外的で誤った表記や認識を、公共事業の「事業の認定を申請する理由」としているところから、この起業者は、土地収用法第三章二十条二項にある当該事業を遂行する能力は無い。	土地収用法第20条第2号に規定する「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力」のうち、「事業の施行前に法律上要求されている手続きが行われているか否か」の法的な観点については、河川法第9条第1項の規定に基づき、一級河川の管理は国土交通大臣が行うこととされていることから、本件事業の起業者は、本件事業を遂行する十分な能力があることが認められる。 また、本件事業は、球磨川水系河川整備計画における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備内容の1つとして位置付けられている。この整備計画では、基準地点・人吉における河川整備の目標流量を7,600m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,700m³/sを調節し、河道への配分流量を3,900m³/sとし、また、基準地点・横石における河川整備の目標流量を11,200m³/sと定めた上で、川辺川ダム等により3,000m³/sを調節し、河道への配分流量を8,200m³/sとすることとされている。よって、一定の治水効果が認められるとともに、球磨川流域における洪水被害の軽減及び流域内住民の生命・財産の保全に寄与するものであり、社会的及び経済的效果は著しいことから、公益性は高いと認められる。
		42	環境影響評価は、ダムが水質や河川生態系に与える環境影響を過小評価したり、提示されている軽減・保全対策では、予想される甚大で致命的な環境影響にに対し効果が不十分であったり、住民の声が軽視され、全く反映されていないなどという問題があります。	本件事業は環境影響評価法の対象事業ではないものの、起業者において、同法に準じる環境影響評価として、熊本県知事、関係する市町村長、一般意見を勘案・配慮するとともに、専門家からの助言や国土交通大臣の意見（環境大臣の意見を勘案）を踏まえた上で、令和6年10月に「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」が公表されていることを確認している。 なお、「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」において、事業の実施により直接改変等の影響を受けると考えられる項目について、環境保全措置を実施し、環境への影響の最小化を図るとともに、必要に応じて、事後調査を実施し、その結果について、専門家の指摘及び助言を得ながら、適切な措置を講じることを確認している。
環境	全般	43	穴あきダムの構造や設計はそれ以前のダム計画とは大きく異なるにもかかわらず、川辺川ダム事業が環境影響評価法（法）が施行される以前に計画されたものなので、法に基づく環境影響評価（法アセス）を実施する必要はないなど、一般市民の常識からかけ離れています。こんなアセスでは清流も守れません。	
		44	環境影響評価の中でも「アユ減少や河川環境の変化は予想されない」「環境影響を最小化する対策を実施していく」と、ダムの影響を著しく過小評価し、非現実的で楽観的な対策と見通しを示しています。	
		45	現在も水質は悪くなり魚も減ってきている川辺川に更に追い打ちをかけるものになる。むしろ公共の不利益のほうが大きい。	
	水質	46	川を横断する人工工作物「ダム」の作用によって発生するダム下流域全体で発生する河床低下、また、貯水並びに河床低下によって流れ出す膨大な量の土砂による水質変化、川の河床から海域の海底に沈殿・堆積する砂・微細な砂・泥による自然界の再生産の仕組みの破壊が発生しており、よって、多くの魚類・水生生物が再生産の場を失い、海域沿岸では海藻類の再生産の場が損なわれ、失われており、磯焼けが広がり、磯焼けに伴って、魚介類ですら再生産の場が失われ、生育の場が失われている実情があります。 これらは、ダムの影響によって発生していることであり、ダムが存在する限り、これらの影響は回避することはできない事象です。	「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」によると、試験湛水の実施による水の濁りについて、放流末期には、ダム洪水調節地内に沈降していた土砂が巻き上がり、ダム直下から下流までの間に設置されたいずれの調査地点においても、SS（Suspended Solids、浮遊物質）値が増加すると予測されているものの、環境保全措置（①放流量を調整して土砂の巻き上げを抑制、②土砂の巻き上げの影響が少ない表層の水を放流、③一時的に貯水し、土砂を沈降させた後放流）の実施により、土砂による水の濁りを低減させる効果が期待できることを確認している。 加えて、ダム供用後の土砂による水の濁りについても、洪水調節後の放流末期には、ダム洪水調節地内に堆積していた土砂が巻き上がり、一部の調査地点において一時的にSS値が増加するが、環境基準値の超過日数は、ダム建設前と概ね同程度と予測されており、事業実施による影響は小さいと考えられることを確認している。
		47	事業認定によりダムが建設されれば、水が濁ることは必須であり、川の生き物に甚大な影響が生じます。	
		48	流水型ダムであっても、巨大構造物や湛水があることについては普通のダムと変わりなく、清流は守れない。	
		49	流水型でも上流からの土砂の堆積や濁りは起こります。 「穴あきダム」だから命や清流が守れるとの貴省の説明は根拠を持ちません。	
		50	穴あきダムでも川は汚れ清流が失われる。	
		51	この川の水を守りたい。コンクリートかべは穴はあってもかべに変わりない。	

項 目		番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
環境	水質	52	巨大な川辺川ダムを建設すれば、清流川辺川が失われ、球磨川はさらに汚れます。	(番号45～58は同見解) 「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」によると、試験湛水の実施による水の濁りについて、放流末期には、ダム洪水調節地内に沈降していた土砂が巻き上がり、ダム直下から下流までの間に設置されたいずれの調査地点においても、SS（Suspended Solids、浮遊物質）値が増加すると予測されているものの、環境保全措置（①放流量を調整して土砂の巻き上げりを抑制、②土砂の巻き上げりの影響が少ない表層の水を放流、③一時的に貯水し、土砂を沈降させた後放流）の実施により、土砂による水の濁りを低減させる効果が期待できることを確認している。 加えて、ダム供用後の土砂による水の濁りについても、洪水調節後の放流末期には、ダム洪水調節地内に堆積していた土砂が巻き上がり、一部の調査地点において一時的にSS値が増加するが、環境基準値の超過日数は、ダム建設前と概ね同程度と予測されており、事業実施による影響は小さいと考えられることを確認している。
		53	穴あきダムである川辺川支流砂防ダムの状況や、既存の流水型ダム（穴あきダム）の下流住民の方々の話から、穴あきダムであろうと川は濁ると確信しています。	
		54	川辺川上流の砂防ダム下流の状況や、穴あきダム（流水型ダム）として運用されている既存のダム下流の状況を聞くと、穴あきであろうと、川の濁りが発生するとは思えません。	
		55	また、他の穴あきダムの事例から明らかですが、穴あきダムであっても川の環境は破壊されてしまいます。	
		56	他県の既存のダムを見ると流水型（穴あき型）とは言っても流れている水は清流とは言えないと知りました。建設の話がすすむにつれたくさん情報が入り、色々な疑問も増します。	
		57	他の穴あきダムの事例から明らかですが、穴あきダムであっても川の環境は破壊されてしまいます。	
		58	ダムの湛水により、崩落した土壌が河川に堆積し、水質を悪化させることは他のダム湖の事例を見ても明らかである。	
		59	アユ生息数の激減、不可逆的な河川環境と生態系の破壊が起きることを強く懸念しています。	
アユ		60	私たち川漁師は、これまで起業者に対し、川辺川・球磨川のアユの特徴的な生態と、国内の他の流水型ダム完成後に起きた実例を根拠に、川辺川ダム建設による水質悪化と水温上昇、濁りの発生や特に大雨後の濁りの長期化、アユの餌である藻類の激減や種類の変化、ダム本体建設に伴うアユの遡上と降下の阻害、これらの影響によるアユの個体数の著しい減少、品質悪化、私たちへの経済的打撃など、様々な懸念を伝えてきました。 アユとその生育環境への影響について、起業者の環境影響評価では十分な調査や評価が行われていないこと、起業者が検討している影響回避策・影響軽減策では効果がなく、それら対策では対処不可能なレベルの甚大で深刻な影響が懸念されること、河川環境の悪化に伴うアユの著しい減少と品質の悪化は避けられないことを指摘し、説明を求めてきました。	「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」によると、起業者は、アユの生息・生育環境の変化に関する調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を実施していることを確認している。 具体的には、試験湛水中における放流量の減少に伴い、産卵場及び餌場となる瀬の面積が減少し、また、川辺川の平均流速が低減することにより、付着藻類の生息・生育・繁殖環境が変化すると予測されるため、環境保全措置として、アユの産卵場や摂餌場となる瀬を造成することとしている。 また、ダム本体工事期間中に使用する仮排水路トンネルについては、トンネル内の流速が速くなり、魚類の移動が困難となる可能性が予測されるため、環境保全措置として、①仮排水路トンネル内部の河床を改良し、多様な河床環境を確保することにより流速を低減し、魚類の移動性を確保するとともに、②事業実施期間中の移動や生息状況の変化の状況を把握することとしている。（なお、令和7年4月及び5月に起業者が実施した、既設の仮排水路トンネルにおける遡上実験結果において、アユが、一定程度、遡上したことを確認している。）
		61	河川環境の悪化とアユの激減は、アユ漁によって生計を立てている私たちにとって大きな経済的損失につながり、死活問題です。	
		62	アユの激減に伴う釣り客の激減、川辺川・球磨川の河川環境と生態系の悪化は、相良村・人吉市など川辺川・球磨川流域にとって、アユに関連する産業や観光産業をはじめとする地域経済に、大きな打撃を与えます。	
		63	鮎漁をするうえで市房ダムが原因の濁りに毎年困っているのに、川辺川ダムが出来ることによってこれ以上の濁りが酷くなり長期化することになれば、商品価値がある良質な鮎が捕れなくなり、鮎漁を営む者にとって死活問題です。 また、川の濁りが長引けば、人吉の経済源である観光にも大きなダメージを受けることになります。	
		64	五木村や相良村の素晴らしい自然や生態系を破壊し、貴重な希少生物を危機にさらすダム建設に公益性があるとは思えない。	
生態系		65	ここには時々ヤマセミがキャキャキャと飛び回ります。川が濁っていると厳しいようですがこの街中で生息しているのは貴重ではないでしょうか？これ以上となると心配です。 山の栄養が川、海の生き物を育てると聞きます。 本来の川の姿に戻ませんか？ 川は用水路ではありません。	「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヤマセミのほか、希少性等の観点から専門家に指摘された重要な種であるヤマセミ等が確認されているが、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響は小さい、又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されることを確認している。 加えて、起業者は、必要に応じて、事後調査を実施し、その結果について、専門家の指導及び助言を得ながら、適切な措置を講じることを確認している。

項 目		番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
環境	流水型 ダム事例	66	一部に流水型ダムだから、河川環境に与える影響は少ないように言われているが、山形県最上町に建設した同じ流水型の最上小国川ダムでは、建設以来小国川漁協の鮎漁獲量は減少し、財務状況も悪化している。 また、ダムが洪水被害から守る対象とした赤倉温泉の観光客や小国川の釣り客も減少しており、地域振興への期待は裏切られているのが実情である。 川辺川ダムの最大貯水量は最上小国川ダムの50倍以上である。 このようなまだ経験したことのない大規模の流水型ダムを建設することは、自然環境へ与える影響の不確実性から慎重であるべきである。	「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」によると、試験湛水の実施による水の濁りについて、放流末期には、ダム洪水調節地内に沈降していた土砂が巻き上がり、ダム直下から下流までの間に設置されたいずれの調査地点においても、SS（Suspended Solids、浮遊物質）値が増加すると予測されているものの、環境保全措置（①放流量を調整して土砂の巻き上がりを抑制、②土砂の巻き上がりの影響が少ない表層の水を放流、③一時的に貯水し、土砂を沈降させた後放流）の実施により、土砂による水の濁りを低減させる効果が期待できることを確認している。 加えて、ダム供用後の土砂による水の濁りについても、洪水調節後の放流末期には、ダム洪水調節地内に堆積していた土砂が巻き上がり、一部の調査地点において一時的にSS値が増加するが、環境基準値の超過日数は、ダム建設前と概ね同程度と予測されており、事業実施による影響は小さいと考えられることを確認している。 事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、他の流水型ダムの事例に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。 なお、公聴会において、起業者は、「（他の流水型ダムの事例として、最上小国川ダムを挙げながら、）学識者や地域の代表からなる協議会において、ダム完成後も毎年モニタリングをして、その結果、大きな変化はないという報告を得ている。また、漁業組合員からもアユ釣りに対する苦情がないことや、令和6年には天然アユの遡上が多く確認されていることを聞いており、それらを参考にしている。」と回答をしている。
		67	国交省や県は検証済み」としていますが不備がありますので次の2点 1 令和2年水害犠牲者の経緯 2 湯前線の鉄橋が壊れた原因と下流域への影響を必ず地元住民と共に共同検証をお願いします。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、「令和2年7月豪雨に対して住民が求める共同検証に応じない」「もっと丁寧に流域住民の声を聞いてほしい」等、起業者の姿勢に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。
起業者 姿勢	共同検証・ 住民意見	68	共同検証の実施を求めてきましたが、起業者はこれに応じることなく、本事業に係る土地収用のための事業認定手続きが一方的に進められています。 災害の原因究明も十分に行われていない中で、拙速にダム建設を前提とした事業が進められていることに、私は強い疑問と不信の念を抱いております。 住民団体は、自らの足で現地を調査し、災害直後からこれまでにわたって2,000枚近くの写真や動画を収集・分析するなど、真摯に原因を究明しようと努力してきました。 そのような積み重ねにもかかわらず、なぜ起業者は住民の声に耳を傾けず、共同検証の要請に応じないのか。	
		69	住民には知恵のある人が沢山います。 そのやり方を聞いてほしい。住民と共に共同検証をしてほしい。	
		70	国も県も住民が求める共同検証を拒否しています。	
		71	一番はそこに住む人々の想いです。 皆が意見を出し合える場を作ってください。事業が一方的に進むことのないようにしてください。住民ファーストにしてください。ダムだけが解決策なのか、他にも道はあるのか。あの豊かな自然は、一度壊れたら戻りません。人々の生活も変わってしまいます。住民の利益を最優先でお願いします。	
		72	被災者住民へ向き合おうとしない現在の態度は即刻改めるべきであり、川辺川ダム建設が流域住民にとって真に必要な物か、あるいは将来に大きな禍根を残すことになるのかを、今一度地域住民と共に検討しなければならない。	

項 目		番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
起業者 姿勢	共同検証 ・ 住民意見	73	令和2年7月の豪雨災害に対して地域住民並びに住民団体が求める共同検証に起業者は応じないまま、この事業の土地収用のための事業認定が進められている。 災害の原因究明もなされぬまま、ダム建設前提の事業が進められる事は、被災者として、疑問と大きな不信があります。 検証と、住民の声を聞き状況を理解していただくべきと考えます。	(番号67～94は同見解) 事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、「令和2年7月豪雨に対して住民が求める共同検証に応じない」「もっと丁寧に流域住民の声を聞いてほしい」等、起業者の姿勢に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。
		74	豪雨災害の検証も不十分で、被害拡大要因やメカニズムを探索する被災者からの質問・疑問には応えようともせず、ダムサイトの地質が孕むリスクを流域住民に報せようともせず、さらにはこの度の収用申請に伴う公告・縦覧を利害関係人すら周知しようとしなかった国交省九地整による当該ダム建設事業には、何ら公益性は見出されない。	
		75	流域住民が不安を抱き、建設に異を唱えているにも拘らず、事業主体である九州地方整備局が、住民や県民に向き合うことなく、性急に事業認定の申請を行ったことはまさに暴挙としか言いようがなく、怒りを覚えます。	
		76	国交省は、被災者や住民から命も清流も守らないダムという批判の声に対し、過去の反省も生かすことなく、強制収用の構えまで見せてダム建設を強行しようとしています。	
		77	私たちダムに反対する住民・熊本県民や諸団体は、2020年7月の球磨川水系での大水害の発生以降、行政側に対して豪雨災害の共同検証を求め続けてきましたが、行政側は拒否し続けました。 将来に禍根を残さないためにも、共同検証を通じて、住民に受け入れられる治水計画を策定すべきであったにもかかわらず、国交省は放棄しました。国交省は、ただ川辺川ダムを造りたがっているだけだと思わざるを得ません。	
		78	完全に公益性を欠如した流水型の川辺川ダム計画の事業認定に対し、被災者・流域住民・県民の立場から、国交省のダム建設に邁進する姿勢に抗議し、改めて事業認定申請の取り下げとダム計画の中止を求めます。 よって、ダムで沈むことになる土地や球磨川漁民の持つ漁業権の強制収用につながる事業認定は行うべきではありません。事業認定申請は取り下げるべきです。	
		79	住民との共同検証に応えよ。	
		80	ダム建設事業が復活する契機となった令和2年7月豪雨の検証も不十分で、被害拡大要因すら特定できていない現状は、そもそも収用申請する段階にない。	
		81	流域住民、特に球磨川水害の被災者の声を聞かず、九州地方整備局が事業認定に入ることは異議がある。	
		82	流域住民の声を聴いていない。	
		83	住民の声を聞かず事業ありき、これが民主主義の現代の事実ですか。 この川の水で生まれ80年育って来た。意見も聞かずにかってに進める事、これは私達相良村民の宝をうばう事になります。	
		84	私たち川漁師の強い懸念や疑問の声に対し、起業者はこれまで一切回答をおこなわず、対話の機会も設けていません。	
		85	平成8年のように「地元住民をきちんと納得させようで初めてダム建設が正式決定」と言う正しい手順を踏んで事を進めてください。 国も熊本県も地域住民のダムに対する意見意思をきちんと調査したうえで事業を進めることが当然の事と思いますがそれがなされていないのです。 ダムの賛否を問う住民投票の実施又はそれに代わる住民の意思確認をきちんと調査することを強くお願いします。	

項 目		番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
起業者 姿勢	共同検証 ・ 住民意見	86	本当にダムの効果があるのかを疑問視する多くの意見を無視することなく丁寧な事業の進め方をし流域の住民が安心納得できるようにして下さい。	(番号67～94は同見解) 事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、「令和2年7月豪雨に対して住民が求める共同検証に応じない」「もっと丁寧に流域住民の声を聞いてほしい」等、起業者の姿勢に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。
		87	流域住民の声を聞いてほしい。	
		88	もっと丁寧に住民の話を聞き、自然を守り、経済も疲弊しない方法を考えてほしい。	
		89	住民はダムを求めています、住民の声に耳を傾け、建設計画は中止すべきです。	
		90	事業主体である九州地方整備局が、住民や県民に向き合うことなく、性急に事業認定の申請を行ったことに怒りを覚えます。 このことから今回の事業認定申請の取り下げと、ダム計画の中止を強く求めます。	
		91	住民との議論もなされていないままの事業認定申請には納得がいきません。	
		92	国交省ならびに熊本県は、激甚な被害を受けた中流域（旧坂本村、芦北町・球磨村）の被災者から繰り返し、「瀬戸石ダムが豪雨災害に与えた影響について」問われながら、電源開発の「影響はなかった」とする根拠不明の説明を提示し、問題ないとする姿勢を一貫して取っている。これは大きな問題である。 せめて、流域に住み続けてきた被災者が、なぜ瀬戸石ダムの影響を強く認識しているのかを丁寧に聞き取ったうえで、「瀬戸石ダムの影響はなかった」となぜ言えるのか、具体的な根拠を提示し、不信感を払拭するためにも現地に赴き対面で説明し、十分な質疑応答の時間を設けるなどの対応をすべきである。 現地に住んでもいない河川管理者の、都合よい部分を切り取った解釈に対し、流域住民の不信感が根強いことを認識し、せめて共同検証により災害にまつわる具体的な事実を一つ一つ確認する、といった取り組みを行なうべきである。 中流域に限らず、球磨川・川辺川の合流点以降の被害に大きな影響を与えたと考えられるくまがわ鉄道第四橋梁のダム化と決壊に伴う鉄砲水の発生や、支流や水路が本流など大きな流れと合流する箇所に設けられた樋門など排水施設の最下流側エリア、川幅が著しく狭くなっているエリア等でも、同様の取り組み（＝これからの水害対策を考えるための、災害にまつわる具体的な事実一つ一つを被災者ら市民と確かめうる、共同検証）が求められている。	
		93	国交省九地整および熊本県は、球磨川水系の治水を進めるにあたり、「流域のあらゆる関係者と協働して取り組む」を標榜している。 だがその実態は、都合の悪い異論は排除し、むしろ情報を与えず発言の機会すら保証しない、というものである（熊本県よりも国交省九地整がより悪質と言わざるを得ない場面を、哀しいことに何度も、（被災者の申入れに同行する中で）目の当たりにしてきた）。 仮に川辺川ダム建設に公益性があると主張するならば、流域のあらゆる関係者が等しく情報にアクセスすることができ、意見を述べる機会を与えられ、さらには豪雨災害に関する経験から発せられる被災者による素朴な疑問に対して全て答えられた、という状況を経てから収用申請すべきであろう。	
		94	この地域に根差し暮らす者たちのためにやるものなら、首長や限られた人の意見でなく、流域の一般住民の意見を満遍なくより多く聴き反映してこそ公共事業ではないのか。	

項 目	番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
起業者 姿勢	緊急放流	95 想定以上の降雨が発生した場合、ダムはダム自体が壊れないように緊急放流を行い、激流が下流を襲い危険になります。 ダムは治水に役立たないどころか却って危険です。 ダムでは命を守れません。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、「ダムが緊急放流したら危険で、洪水被害を拡大するおそれがある」等、ダム完成後の運用に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。なお、公聴会において、起業者は、「本件事業における緊急放流の対応については、操作訓練や施設の点検など適切な管理を行う。」と回答している。
		96 想定外の豪雨時の緊急放流が市房ダムの緊急放流と重なった場合、甚大な被害が発生します。	
		97 日本で最大級のダムが緊急放流したら危険で、洪水被害を拡大する恐れがあります。	
		98 このダム建設が住民の安心、安全を得られるとは思えません。 ダムには「放流」があり、サイレンでさえ恐怖心がわき、その不安を持って暮さなければいけません。	
		99 川辺川ダムが建設されてしまえば、市房ダムとの2つのダム放流に怯えて暮らすこととなります。	
事業認定 庁への 意見	公聴会	100 公共事業の遂行にあたっては、地域住民の理解と納得が不可欠です。 そのためには、事業認定に先立ち、公聴会を開催し、住民の声を直接反映させる機会を設けることが必要であると考えます。 よって、本事業に関する公聴会の開催を強く要望いたします。	本件事業に利害関係を有する者から、公聴会開催請求があったため、事業認定庁において、土地収用法第23条の規定に基づき、令和7年9月5日、6日に公聴会を開催した。 また、事業認定申請に先立ち、土地収用法第15条の14の規定に基づき、起業者が本件事業に係る事業説明会を開催したことを確認している。
		101 球磨川の自然形態に大きく影響を与え、豊かな水の歴史を取り戻せなくなる可能性のある川辺川ダム建設に疑念があるので公聴会開催を請求します。	
		102 是非公聴会を開催して下さい。	
		103 多くの住民への説明と様々な疑問についての議論を行って頂きたく、公聴会の開催を請求いたします。	
		104 2020年11月、住民は片付けに追われている中に川辺川ダム容認の発表があった事の不信に対し、公聴会を開催され、意見をきかれるべきと考えます。 公聴会の開催を、ここに要望します。	
		105 川辺川ダムを建設すれば環境に悪影響を与えるので、公聴会を開催して下さい。 世界の流れは、ダム撤去で進んでいるのに何故60年前の計画を推し進めるのか、公聴会を開いて説明して下さい。	
		106 川辺川ダム事業認定に関する公聴会の開催を求めます。	
		107 私は勿論、周りの被災者に尋ねてもダムを希望する人はいない。 被災後、行政が私達被災者の声を聞かずダム推進していることに不満を持っている人が多い。 行政は、もっと住民の声を聞くべきではないか。 従って、強く公聴会を開くことを求めます。	
		108 私は被災者。2020年7月4日2mの水が来て、家は全壊。私を含め、被災者や流域住民の中には「ダムに反対」または「ダムには疑問がある」という声が多い。国交省や熊本県には、それらの意見をつぶさに聞くことを求める。被災者や流域住民が本当にダムを望んでいるのかをつぶさに聞くことを求める。 公聴会を開くことを求める。	
		109 様々な疑問について話し合いをする場を作って頂き、川漁師の生の声をぜひお聴き頂たい。そのためにも公聴会の開催を強く要望します。	
	公述人 選定	110 公述人の選定において、R2年7月豪雨で被災された方等が公述人に選定されなかったことに疑問がある。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、公述人の選定を含む事業認定庁への意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。 なお、今回の公聴会開催に当たっては、多数の公述の申出があったため、土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第8条第2項に基づき、公述の申出書に記載された意見の要旨を踏まえ、多様な趣旨の意見を聴取できるよう、公述人を選定した。

項 目	番号	意見書及び公聴会における主な意見	事業認定庁の見解
事業認定 庁への 意見	公聴会 追加開催	111 公述人に選定されず、公述の機会を失った方がいることから、公聴会の追加開催を求める。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、公聴会の追加開催を含む事業認定庁への意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。 なお、事業認定庁としては、公聴会の開催目的である「事業の認定に関する処分を行う上での判断材料・情報の収集」が満たされたと判断できていることから、公聴会の追加開催は行わないこととしている。
	事業認定	112 任意の用地取得交渉を続けるなら、このタイミングでの事業認定は時期尚早である。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、任意の用地取得等の状況に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。 なお、起業者が「今後とも残りの土地所有者及び関係人について、誠意をもって用地取得等の協議を重ね、円満に解決するよう努める意向であるが、任意協議による解決が困難な場合には、速やかに収用委員会の裁決を受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受けるものである。」としていることを確認している。 また、本件事業については、球磨川流域で度々洪水被害が発生していることや、川辺川ダム建設促進協議会より早期完成に関する強い要望があることから、早期に施行する必要性が高いものと認められる。
	中立性	113 事業認定手続における中立性、客観性が欠如している。（起業者と事業認定庁がともに国土交通大臣）	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、土地収用制度に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。 なお、国が起業者である本件事業については、土地収用法第17条において、「国が起業者である事業は、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う」と規定されていることに基づき、国土交通大臣が事業の認定の可否の判断を行うこととしている。
	費用対 効果	114 直轄事業の中で費用対効果0.4あるいは同程度で実施している事業があるか否か。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、費用便益分析結果による事業実施の判断に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。 なお、本件事業の継続の判断については、河川法に基づき令和7年7月に開催された学識経験者等から構成される球磨川水系学識者懇談会において了承され、同年8月に開催された九州地方整備局事業評価監視委員会へ報告されていることを確認している。
その他	熊本県への 意見	115 県民の代表である熊本県知事も「反対」を表明し県民の生命を守って下さい。	事業の認定の可否は、「本件事業が土地収用法第20条各号に掲げる要件を充たすか否か」により判断するものであり、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項に係る意見としては、事業の公益性や環境への影響等に係る意見が挙げられる。この点、「熊本県知事も反対を表明してほしい」「熊本県は真摯に清流を守ろうとする姿勢は全く見られない」等、熊本県（知事）の姿勢に係る意見については、同条各号に掲げる要件との関係が見られないことから、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。
		116 前蒲島知事は2008年9月11日、「流域住民の強い反対意見を受け止め、極限までダムによらない治水対策を検討する」と明言していました。しかし、2020年11月19日に、令和2年豪雨災害後、わずか三ヶ月という短期間で方針を転換し、川辺川ダム建設を容認する発表を行いました。 住民が復旧に追われ、生活の再建に追いつけない苦しい時期での発表であり、私はその姿勢に強い憤りを感じています。	
		117 熊本県はダムで清流と命を守ると新聞広告を使い何度も宣伝しているが、清流を守れないことは同会が何度も指摘してきたとおりであり、熊本県はいかにして清流を守るかの清流の定義においてすら曖昧模糊として、真摯に清流を守ろうという姿勢は全く見られない。	
	漁業補償	118 事業の認定を申請する理由の中には、土地についての記載はあるが、漁業権については一切触れられていない。漁民の生活をどのように補償するのか、事業者は公聴会を開催して説明する義務があるが、その義務が果たされていない。	事業認定申請書において、本件事業に必要な起業地内に設定されている漁業権の収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲はそれ以外とされていることから、収用又は使用の別については合理的であり、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。 なお、漁業権に対する損失の補償は、収用裁決手続（収用委員会）において判断されるものであることから、損失の補償に関する意見については、事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではないこととしている。
	SDG's	119 最近ではSDG'sなる標語が掲げられるまでになっています。 こうした標語を掲げた以上は、ダムの作用をよく考える必要があると思います。 当該「川辺ダム事業」は、上記のような広域に及ぶ作用があり、影響があることは否めませんので、このSDG'sに反するものと断定できます。	持続可能な開発目標（SDGs）の目標13【気候変動】は、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」とされている。本件事業を整備内容の一つとして位置付ける球磨川水系河川整備計画において、「目標13【気候変動】は、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策であり、河川整備計画は、まさに気候変動に対する対策を取り入れたものと言えます。」としていることから、本件事業もSDGsの理念と一致するものと認められる。